

株式会社ポケモンと連携したイベント実施業務委託仕様書

1 委託業務の名称

株式会社ポケモンと連携したイベント実施業務

2 業務の目的

本業務は、株式会社ポケモンが地域と連携して、その地域の魅力を国内外に発信する活動「ポケモンローカル Acts」(※)の取組を活用し、観光誘客や県産品の振興を図るとともに、三重県誕生 150 周年の節目を迎えるにあたり、県民のふるさとへの愛着や誇りを醸成し、本県に対する関心の向上を図ることを目的として、記念イベントを実施するものである。

(※) 地域それぞれの「推しポケモン」(三重県はみえ応援ポケモン「ミジュマル」)が、各地の魅力国内外に発信する活動(Acts)を行っている。この取組により多くの人が各地域を訪れることで、地域とポケモン、それぞれのファンが増えることをめざしている。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和 9 年 3 月 26 日(金)まで

4 委託業務の内容

以下の業務を実施すること。

(1) 三重県誕生 150 周年記念イベントの実施

三重県誕生 150 周年をテーマとした集客イベントを「ポケモンローカル Acts」の取組を活用した形で、県内 5 地域(北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州)の屋内会場において、各 1 回実施すること。実施内容は、県産品の物販、パネル展示、○×クイズイベント、みえ応援ポケモン「ミジュマル」とのグリーティングの実施を基本とすることとする。

なお、最終的な実施内容については、県との協議・調整の上決定するものとする。

① 実施時期 令和 8 年 10 月の土曜日(計 5 日間)

② 実施場所

- ・ イベント会場については、事業者選定後、県から指定をするものとする。
なお、使用を予定している 5 会場のうち、最小面積は約 120 m²、最大面積は約 590 m²である。
- ・ 5 会場分の会場費、音響機材費等として、7 万円を見込んでおくこと。

③ イベント内容

(i) 県産品の物販

- ・ 「三重県×ミジュマル」ご当地コラボ商品の物販を行うこと。
参考：<https://local.pokemon.jp/goods/?municipality=mie>
- ・ 物販スペースについては、幅 180 cm×奥行 45 cm程度の長机 3 台分の規模を想定している。

- ・取扱商品の種類は20品目以上とすること。
- ・県産品事業者との調整を行い、商品の調達及び販売を実施すること。
- ・販売スペースは、来場者動線を考慮して配置すること。
- ・その他、イベントの実施に必要な物品等があれば作成すること。

(ii) パネル展示

- ・県誕生150周年記念パネルの展示や「三重県×ミジュマル」関連の展示を実施すること。(あわせて、A1サイズのパネル25枚程度)
- ・来場者が展示パネルを閲覧しやすいレイアウトとすること。
- ・パネルは県が準備するものとする。
- ・展示に必要な備品(イーゼル等)は受託者にて用意すること。
- ・その他、イベントの実施に必要な物品等があれば作成すること。

(iii) 県誕生150周年記念〇×クイズイベント

- ・1会場につき1回程度、参加者が「〇」か「×」だと思ふエリアへ実際に移動して解答する、身体を動かしながら楽しめる体験型クイズイベントを実施すること。
- ・1回のクイズイベントの参加者数は100人程度とすること。
- ・イベント当日までに参加者募集を行い、抽選を実施し、当選者へ電子メール等により通知すること。
- ・クイズ内容は、県誕生150周年に関するクイズを県にて作成する。
- ・クイズイベント参加者には、県が準備する記念品を配布すること。
- ・イベントの受付、運営、会場整理を行うこと。
- ・進行台本、司会進行を含めて運営体制を整えること。
- ・その他、イベントの実施に必要な物品等があれば作成すること。
- ・クイズイベントにはみえ応援ポケモン「ミジュマル」を登場させること。
- ・「ミジュマル」の登場に際して必要となる事項については、別途県と協議の上、決定するものとする。なお、本事項に係る費用は見積額に含めないものとする。

(iv) みえ応援ポケモン「ミジュマル」とのグリーティング

- ・1会場につき2回程度、みえ応援ポケモン「ミジュマル」とのグリーティングを実施すること。
- ・1回のグリーティング参加者は20組程度とすること。
- ・イベント当日までに参加者募集を行い、抽選を実施し、当選者へ電子メール等により通知すること。
- ・イベントの受付、運営、会場整理を行うこと。
- ・進行台本、司会進行を含めて運営体制を整えること。
- ・「ミジュマル」の登場に際して必要となる事項については、別途県と協議の上、決定するものとする。なお、本事項に係る費用は見積額に含めないものとする。

(2) 観光誘客イベントの実施

三重県の魅力を発信する観光誘客イベントを「ポケモンローカル Acts」の取組を活用した形で、県内の屋内会場において実施すること。実施内容は、県産品の物販、パネル展示、みえ応援ポケモン「ミジュマル」とのグリーティングの実施を基本とし、本イベントをより効果的に実施できるような独自の企画があれば提案内容に盛り込むこと。

なお、最終的な実施内容については、県との協議・調整の上決定するものとする。

① 実施時期 令和9年3月13日（土）

② 実施場所

- ・イベント会場については、事業者選定後に県が指定するものとする。
なお、会場は北勢地域に所在する約270㎡の会場である。
- ・会場使用料、音響機材使用料等として、25万円を見込むこと。

③ イベント内容

(i) 県産品の物販

- ・「三重県×ミジュマル」ご当地コラボ商品の物販を行うこと。
- ・物販スペースについては、幅180cm×奥行45cm程度の長机3台分の規模を想定している。
- ・取扱商品の種類は20品目以上とすること。
- ・県産品事業者との調整を行い、商品の調達及び販売を実施すること。
- ・販売スペースは、来場者動線を考慮して配置すること。
- ・その他、イベントの実施に必要な物品等があれば作成すること。

(ii) パネル展示

- ・「三重県×ミジュマル」関連の展示を実施すること。（あわせて、A1サイズのパネル25枚程度）
- ・パネルは県が準備するものとする。
- ・展示に必要な備品（イーゼル等）は受託者にて用意すること。
- ・その他、イベントの実施に必要な物品等があれば作成すること。

(iii) みえ応援ポケモン「ミジュマル」とのグリーティング

- ・3回程度、みえ応援ポケモン「ミジュマル」とのグリーティングを実施すること。
- ・1回のグリーティング参加者は20組程度とすること。
- ・イベント当日までに参加者募集を行い、抽選を実施し、当選者へ電子メール等により通知すること。
- ・「ミジュマル」の登場に際して必要となる事項については、別途県と協議の上、決定するものとする。なお、本事項に係る費用は見積額に含めないものとする。
- ・イベントの受付、運営、会場整理を行うこと。
- ・進行台本、司会進行を含めて運営体制を整えること。

(3) イベントにかかる広報

上記(1)(2)のイベント実施にあたり、県において報道機関への資料提供や県ホームページ、「三重県×ミジュマル」の取組について発信する特設サイト、公式Xアカウントにて周知を行うが、その他、有効な広報手段があれば、独自に提案すること。

※(2)観光誘客イベントの企画内容及び(3)イベントに係る広報のいずれかにおいて、独自のアイデアを一つ以上盛り込むこと。

5 報告書及び成果物の提出

(1) 納品物

次のア及びイについて、紙媒体(原則としてA4版・両面印刷、長辺綴、1部)及び電子データにて提出すること。

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」

※業務の履行状況が確認できるよう写真を用いること

イ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(2) 納入場所

三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課

(3) 納入期限

令和9年3月26日(金)

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

- (1) 本委託業務は、「ポケモンローカル Acts」の取組を活用したもので、三重県と株式会社ポケモンは、連携協定の中で秘密保持契約を締結しており、外部に情報が漏洩することがないように厳しく求められているため、絶対に外部に知られることのないようにすること。又、委託業務以外の目的に使用することのないこと。どうしても業務上必要な場合は、事前に三重県に協議すること。
なお、委託期間が終了し又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (2) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (8) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (10) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。